

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2014年9月号(J181)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 台北市が ICANN と契約締結、トップレベルドメイン「.taipei」を間もなく使用開始
- 02 頼和文教基金会の著作権侵害で 2 社に賠償金支払い判決
- 03 工業技術研究院と日本の Komori が新型タッチパネル技術を発表
- 04 インテルと中華電信が提携覚書を締結 IoT、クラウド、SDN の 3 分野で提携
- 05 新竹サイエンスパークが京都市リサーチパークと提携覚書を締結

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

改正前の特許法第 85 条第 1 項第 2 号は特許権者が損害賠償を請求する時、侵害者が侵害行為により得た利益を損害として計算することができる」と規定していた。侵害者がそのコストまたは必要な費用について立証できない場合、当該物品を販売して得た収入の全部をその所得利益とすべきである。従って、もし侵害者がそのコストまたは必要な費用について立証できない場合、財政部の同業利潤基準表の売上総利益率、売上高純利益率をもって侵害者が得た利益を計算してはならない。

02 著作権関連

一行為が非報告罪である著作権法第 91 条の 1 第 3 項要件に該当するか否かは、複製物そのものの性質、製作方法等を観察すべき

03 公平取引法関連

事業者が他の事業に影響する程度を支配して、市場の競争を妨害する危険を及ぼしてはじめて、公平取引法第 6 条第 1 項第 5 号に該当する。

今月のトピックス

J140821Y2

01 台北市が ICANN と契約締結、トップレベルドメイン「.taipei」を間もなく使用開始

台北市政府は 2014 年 8 月 20 日 ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers、アイキャン) と正式に「.taipei」をトップレベルドメインとして使用する契約を結んだ。台北市は大中華地区において唯一、地域名ドメインを使用する都市となる。

現在台湾における唯一のトップレベルドメインは「.tw」だけで、国別コードトップレベルドメインに属する。世界最上位のネット資源管理機関である ICANN は各国にドメインの自己管理を許諾しており、台湾では財団法人 TWNIC がドメインを管理している。台北市政府は 2013 年から新しいトップレベルドメイン「.taipei」の申請に着手してきた。将来民間団体は「.tw」以外に、「.taipei」の使用も申請できるようになる。

台北市政府によると、台北市は「アジア・太平洋地域における最も革新的な都市」ランキングでトップ 10 入りしており、これまでずっとデジタルスマートシティ推進のフロンティアであった。トップレベルドメイン「.taipei」は Taipei が世界ネット地図においてランドマークを打ち立てたことを象徴するものだといえる。将来は、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、ベルリン等の国際的な大都市のように世界のネットユーザーに対して都市を識別できるドメインの登録サービスを提供できるようになる。

「.taipei」は台北市の英語表記のドメイン名で、容易に連想でき、かつ意味が明瞭で、識別度が高いうえ、台北市のイメージとリンクできる。これらのコンセプトを、ドメイン名申請者が提供するサービスや商品とつなげることができる。将来は、各分野における代表的なブランド、法人組織、個人に参加するよう働きかけ、台北市という共通のイメージで宣伝を行い、都市を売り込むことで、産業全体の向上を促進していく。

台北市政府も「.taipei」を利用して電子化サービスのポータルを提供し、今後のデジタルライフのニーズに応じていく。例えば、台北市政府各機関の公式サイト、「1999.taipei」、「youbike.taipei」等はいずれも今年から使用を開始する。さらに ICANN の規定に基づき、台北市政府は段階的に「.taipei」の登録サービスを開放し、今年 11 月には関連する海外の商標権保有者を登録の対象に組み入れることにしている。(2014 年 8 月)

J140815Y3

02 頼和文教基金会の著作権侵害で 2 社に賠償金支払い判決

財団法人頼和文教基金会 (Laiho culture foundation & Museum、以下「頼和基金会」) が聯合百科電子出版有限公司 (United Digital Publications Co. Ltd.、以下「聯合公司」) と大人物管理顧問有限公司 (Greatman Management Consulting Inc.、以下「大人物公司」) を相手取り頼和の著作権侵害を理由として告訴した事件について、先日民事第二審の判決が出た。第一審の判決が覆され、両社は著作権法に違反していないものの、30 万新台湾ドルの賠償金を支払うべきだとの判決が下された。

頼和基金会の主張によると、同会は「台湾新文学の父」と呼ばれる作家、頼和氏の完全な蔵書、書画、手書き原稿及び関連の文献資料を所蔵しており、10 年の歳月と 1,600 万新台湾ドル余りの資金を投じて、国立成功大学の林瑞明教授、頼和の子孫である頼悦顔氏が大量の人的、物的資源を使い、頼和氏の遺稿と遺物を選択及び編集・レイアウトして「頼和手書き原稿画像集叢書」にまとめ、2000 年に出版した。しかしながら聯合会社と大人物会社は利用許諾を得ずに、無断で該叢書をスキャンして複製し、両社が設置した「台湾文献叢刊 続編 電子データベース」に収録しており、さらにオンライン会員に有料ダウンロードサービスの提供や電子データベースの販売を行い、他人から利益を獲得し、その著作権を侵害している。

知的財産裁判所は判決の中で以下のように指摘している。著作権法第 7 条によると、編集著作物は資料の選択「及び」編集・レイアウトが必要であり、いずれも創造性を有して初めて保護を受けることができる。該叢書の資料の選択部分については、編者の主観的な精神、知恵、文化、創意の表現がみられず、頼和基金会と林瑞明教授等は資料の選択における個性又は独創

性を証明し、表現することができない。たとえ資料の編集・レイアウトの部分において、個性又は独創性が表現されていても、著作権法の保護を受ける編集著作物とはならない。

さらに製版權の保護期間は製版完成後 10 年であり、登録を（保護の）要件としているが、該叢書は登録されていない。頼和基金会等が頼和の手書き原稿を整理、印刷するのに膨大な時間と作業を費やしたことに対する投資利益を考慮して、なお権利以外の利益として保護を受けることができる。この法益は元来の製版權を上回ってはならず、また保護も 2010 年 12 月 31 日が期限であり、無期限ではない。

知的財産裁判所はさらに、聯合公司及び大人物公司是データベースの専門業者であり、頼和基金会から利用許諾を得ずに、手書き原稿をスキャンし複製した行為は、明らかに国民の道徳観念、取引習慣及びビジネス倫理に反しており、さらに頼和基金会等の利益を侵害しているため、善良な風俗を害する方法で他人に損害を与えたものに該当するとして、30 万新台湾ドルの賠償金支払いの判決を下した。頼和基金会等は判決に不服であれば、さらに上訴を提起できる。（2014 年 8 月）

J140827Y5

J140827Z5

J140826Y5

J140826Z5

03 工業技術研究院と日本の Komori が新型タッチパネル技術を発表

中大型タッチパネル薄膜の製造工程が大きく躍進した。工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute、ITRI）は(株)小森マシナリー（世界印刷大手の小森コーポレーションの子会社、以下「Komori」）とともに 8 月 26 日、世界最先端の「ワンステップ量産型ロール・ツー・ロールメタルメッシュ」を発表した。11.6 型タブレット PC に使用するタッチパネル薄膜の印刷を 1 回の工程で完了できるため、材料や設備投資を簡素化して、コストを約 3 分の 1 削減でき、タッチパネルメーカーの国際競争力向上に役立つものとみられる。

ITRI 電子與光電研究所（Electronics and Optoelectronics Research Laboratories）の劉軍廷所長によれば、ITRI のフレキシブル・エレクトロニクス製造工程、材料及びモジュールの統合力と、Komori の機械製作力及び精密印刷技術とを結合して、2013 年にはナロウベゼルの薄型タッチパネルモジュールを完成し、さらに 2014 年には超薄、ナロウベゼル、低コスト、シンプルな製造工程というタッチパネル製品の動向に合わせて、量産型中大型タッチパネル薄膜の開発に成功した。これは金属配線とメタルメッシュを印刷するもので、酸化インジウム錫（ITO）フィルムに代替できる。

また、製造工程においても大きな躍進を遂げている。ITRI は Komori と提携し、全印刷方式でメタルメッシュを印刷することで、元来はナロウベゼル印刷とメッシュメタル印刷の 2 工程が必要だったところを、現在は同時に印刷できる。ワンステップで 2 種類の異なる線幅の印刷を行うことで、工程が煩雑でコストが高いフォトエッチング工程に代替することができ、またタッチパネルモジュールサイズを 3.5 型から 11.6 型にまで大型化することができる。歩留まり率と生産速度はいずれも量産規格に近づいている。

劉所長によると、現在市販されている多くの携帯電話端末、タブレット PC のタッチパネルには ITO フィルムが使用されているが、ITO はコストが高く、回収が難しいなどのデメリットがあり、産業界ではその代替品を探してきた。ITRI は ITO に代わるメッシュメタルを開発した。その最小線幅は 5 μm に達し、透明度が高く、反応速度を高めることが可能なので、さらに大型のタッチパネルに応用できる。（2014 年 8 月）

J140822Y7
J140822Z7
J140821Y7
J140821Z7

04 インテルと中華電信が提携覚書を締結 IoT、クラウド、SDN の 3 分野で提携

インテルと中華電信(Chunghwa Telecom) は 8 月 21 日新たな段階の提携に関する提携覚書を締結したと発表した。双方はモノのインターネット(Internet of Things、以下「IoT」)、クラウド・コンピューティング(以下「クラウド」)及びソフトウェア定義ネットワーク(Software-Defined Network、以下「SDN」)の 3 分野で提携を進めていく。この提携は、技術革新の加速、関連応用の推進を旨とし、さらに台湾産業が新たな分野の商機を開拓するのに役立つことを目指している。中華電信はインテルがアジアで初めて IoT 応用に関して提携する通信会社であり、この提携はインテルにとって世界で 5 件目の IoT 提携プロジェクトとなる。

中華電信はインテルと 2010 年 10 月にクラウドに関する提携覚書を締結し、オープン・データ センター・アライアンス (Open Data Center Alliance, ODCA) に加入して現在に至っており、すでにクラウドの技術開発と関連応用に関して良好な進展がみられている。双方は新たな段階の提携覚書を締結して、業務提携範囲を IoT を含む 3 分野に拡大した。IoT 分野においてはスマートホーム (Smart Home)、エネルギー管理 (Energy Management)、フリート管理 (Fleet Management) の応用開発を進める。

インテルのセールス&マーケティンググループのバイスプレジデント兼エンタープライズ・ソリューション・セールスのジェネラル・マネージャーである Gordon G. Graylish 氏によると、成長し続ける IoT とクラウドは、台湾 IT 産業に新たな成長の契機をもたらすものとみられる。インテルは中華電信とともに IoT、クラウド、SDN の 3 分野で提携を行い、台湾が「Connected Society」という長期的目標に向かって邁進するのに協力していく。

中華電信によると、今回インテルと IoT、クラウド、SDN という技術分野において再び提携することになったが、インテルが掌握するキーテクノロジーを通じてハードウェアメーカーと提携し、さらに中華電信が研究するソフトウェアを加えて付加価値を高め、多角的で革新的な情報通信サービスを提供していく。中華電信研究院 (Chunghwa Telecom Laboratories) は当初、インテルとの技術レベルの交流において、プロトタイプシステムの開発と試験の提携をメインとしていた。後続の応用普及の機会を評価して、インテルや関連ハードウェアメーカーと提携し、国内外産業の力を合わせて、ともに産業発展を促進していくことにした。(2014 年 8 月)

J140826Y8
J140826Z8

05 新竹サイエンスパークが京都リサーチパークと提携覚書を締結

新竹サイエンスパーク (Hsinchu Science Park、以下「HSP」) は 8 月 25 日、京都リサーチパーク (Kyoto Research Park、以下「KRP」) と姉妹パークとなる提携覚書を締結した。京都リサーチパーク株式会社の森内敏晴社長と新竹サイエンスパーク管理局の杜啓祥代理局長は契約に臨み、今後は情報及び人員の交流、技術移転、共同ビジネス発展などの方法を通じて、両パーク間の提携を促進していくこととした。

HSP によると、KRP は 1987 年に組織が立ち上げられ、1989 年にオープンした。総面積は 5.6 ヘクタールで、合計 16 棟のビルがある。KRP の設立目的は、産業界、政府機関及び大学を結び付けて提携し、ベンチャー企業の育成を理念としており、学術研究機関の研究成果を商業化し市場で応用している。また日本で初めての民営による都市リサーチパークでもある。

さらに、KRP は 100%民営でありながら、公営研究機関の力を十分に運用し、入居者の発展に協力しており、現在 300 社が入居している。同パークが HSP と姉妹パークとなることを希望した理由は以下の通りである。

台北北部と京都は産業構造が似ている。いずれも半導体、電子設備、部品を得意分野としており、極めて大きな提携のポテンシャルがある。グローバル経済の発展に基づき、双方は新たな提携方法を見出すことができるはずである。また、京都の企業は台湾を中国市場進出の入り口とすることができる。台湾企業も京都をビジネスチャンス模索のためのパートナーとするこ

とができる。提携関係の確立は双方の企業にとって有利だ。

KRP は京都府、京都市、京都商工会及び産業界との関係が密接である。HSP も新竹県市政府や工業技術研究院 (ITRI) のような研究機関と類似した関係を持っている。双方が新たな関係を構築することで、これらの提携ネットワークはさらに強化される。さらに、KRP と HSP はいずれもアジアサイエンスパーク協会 (ASPA) や国際サイエンスパーク協会 (IASP) 等の国際組織の理事を務め、最も活躍する会員でもあるため、両者の間には長期にわたって密接に往来があった。

上記事項に基づき、KRP と HSP はすでに安定した関係を築いており、双方は提携覚書締結を通じて、さらに企業や産業の提携にまで拡大し、ウィンウィンを達成することを期待している。(2014 年 8 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

■ 判決分類：特許権

- I 改正前の特許法第 85 条第 1 項第 2 号は特許権者が損害賠償を請求する時、侵害者が侵害行為により得た利益を損害として計算することができるものと規定していた。侵害者がそのコストまたは必要な費用について立証できない場合、当該物品を販売して得た収入の全部をその所得利益とすべきである。従って、もし侵害者がそのコストまたは必要な費用について立証できない場合、財政部の同業利潤基準表の売上総利益率、売上高純利益率をもって侵害者が得た利益を計算してはならない。

II 判決内容の要約

最高裁判所民事判決

【裁判番号】102 年度台上字第 944 号

【裁判期日】2013 年 5 月 22 日

【裁判事由】特許権侵害に関する財産権争議等

上訴人 巨擘科技股份有限公司

被上訴人 Koninklijke Philips Electronics N.V.

上記当事者間における特許権侵害に関する財産権争議事件につき、上訴人が 2013 年 1 月 3 日付知的財産裁判所第二審判決 (100 年度民專上字第 27 号) に対し、上訴を提起したが、本裁判所の判決は以下の通りである。:

主文

原判決の仮執行部分を除き、他の部分を破棄し、知的財産裁判所に差し戻す。

一 事実要約

被上訴人は台湾第 29646 号「光学方法により読み取られる情報記録用の記憶媒体、この記憶媒体を製造する装置、情報をこの記憶媒体に記録する装置、及びこの記憶媒体において記録を読み取る情報装置」(以下係争特許という)の特許権者である。上訴人巨擘科技股份有限公司(以下巨擘公司という)はかつて被上訴人と記録可能な光ディスクの特許授權契約を締結したが、ライセンス料の支払いを怠ったので、2000 年 3 月 21 日に被上訴人が当該ライセンス契約を終了した。しかし巨擘公司がその後製造販売している CD-R は係争特許の特許請求の範囲第一項の技術特徴と一致し、明らかに係争特許権を侵害したので、損害賠償責任を負わなければならない。また上訴人邱丕良は巨擘公司の 2004 年 2 月 1 日以前の法定代理人であり、会社法第 23 条第 2 項規定により、巨擘公司と共に連帯賠償責任を負わなければならない。

二 両方当事者の請求内容

(一) 被上訴人(即ち原告)の主張: 連帯して 1 千万台湾ドル及び法定遅延利息を加算して支

払うよう上訴人に命じる。

(二) 上訴人(即ち被告)の主張:原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

1.被上訴人(原告)による上訴人(被告)の法定代理人に対する連帯賠償責任を負うべきとの請求は、消滅時効をこえたか否か?

2.特許侵害の損害計算について、権利者がもし侵害者の侵害行為によって得た利益について立証できない場合、財政部が公布している同業利潤で計算することができるか否か?

(一) 被上訴人(即ち原告)主張の理由:略。判決理由説明を参照。

(二) 上訴人(即ち被告)答弁の理由:略。判決理由説明を参照。

四 判決理由の要約

1.被上訴人(原告)が上訴人(被告)の法定代理人に連帯賠償責任を負うよう請求したことは、消滅時効をこえたか否か?

会社法第23条第2項に定められている連帯賠償責任は、侵害行為上の責任ではないので、消滅時効は、民法第125条規定の15年時効期間を適用すべきである。本件被上訴人は2002年6月5日に本件訴訟を提起したので、損害賠償請求期間は2000年3月22日から2002年6月4日までであり、邱丕良が当該期間の巨擘会社の法定代理人であったことは、原審で合法的に確定された事実である。しかし原審が、邱丕良が負う連帯賠償責任の消滅時効期間を15年と認定したのに、巨擘公司による時効の抗弁を以って、被上訴人は2000年6月5日から2002年6月4日までの損害賠償を請求できるだけであると認定していることには、当然疑問がある。

2.特許侵害の損害計算について、権利者がもし侵害者が侵害行為によって得た利益について立証できない場合、財政部が公布している同業利潤で計算することができるか否か?

改正前の特許法第85条第1項第2号では、特許権者が損害賠償を請求する時、侵害者が侵害行為により得た利益を損害として計算することができる。侵害者がそのコストまたは必要な費用について立証できない場合、当該物品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。原審では、上訴人が提出した会計師事務所の協議手続執行報告及び意見書は巨擘会社がCD-Rを製造販売するコスト及び必要な費用を立証できないと述べ、上訴人も巨擘会社がCD-Rを製造販売するのに支出したコスト及び必要な費用に関する帳簿等財務資料を提出しておらず、改正前の特許法第85条第1項第2号後段の規定による立証をしていないと認定しているのに、あえて財政部の同業利潤基準表の売上総利益率、売上高純利益率により巨擘会社が得た利益を計算したことには、明らかに理由の矛盾という違法がある。上訴要旨が、原判決が法令に違背したと指摘し、棄却を求めたことに、理由がないわけではない。

本件の上訴には理由がある。民事訴訟法第477条第1項、第478条第2項により、主文の通り判決する。

2013年5月22日

最高裁判所民事第一法廷

審判長裁判官 劉福來

裁判官 黃秀得

裁判官 高孟焄

裁判官 邱瑞祥

裁判官 盧彥如

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

- 1 一行為が非親告罪である著作権法第91条の1第3項要件に該当するか否かは、複製物そのものの性質、製作方法等を観察すべき

■ ハイライト

本件被告の葉○青は著作権者である普威爾国際股份有限公司（Proware Multimedia International Co., Ltd.）、木棉花国際股份有限公司（Muse Communication Co., Ltd.）の同意又は利用許諾を受けずに海賊版光ディスクを複製した後、著作財産権を侵害した光ディスク複製物を頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持する接続犯意に基づき、2012年4月4日からそれが経営する店内の陳列棚に公然と海賊版光ディスクを陳列し、それを知らない店員を雇い、1枚150新台幣ドルの価格で不特定の顧客に販売して利益を得たため、検察官は著作権法第91条の1第3項、第2項の規定に基づいて公訴を提起した。

主な争点：1.本件の行為が著作権法第91条の1第3項規定及び第2項規定の両方に抵触するものか否か。2.著作物が他人によって光ディスクの形式で複製されたものであるときは、第91条の1第3項規定の状況を構成すると認定できるか否か。

1.著作権第91条の1第3項は著作財産権侵害に係わる光ディスク複製物であると明らかに知りながら頒布する罪である。被告が著作権侵害に係わる光ディスク複製物の頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していたという低度の行為（軽い罪）は頒布したという高度の行為（重い罪）に吸収されるべきなので、別途論罪しない。さらに著作権法第91条の1第3項は同条第2項の加重規定であり、その罪刑はいずれも独立している。このため本件被告が著作権法第91条の1第3項に違反した罪の部分は、再び同条第2項の罪を以って論じる余地はない。

2.次に按著作権法第91条規定の文義をみると、第91条の1第1項が規定する頒布の対象は「原作品又はその複製物」であり、第2項が規定する頒布の対象は「著作財産権侵害に係わる複製物」であり、同上の立法の趣旨、法条の文義及び系統の解釈に基づいて、第91条の1第1項でいうところの「複製物」は「合法的複製物」に限られ、同条第2項でいうところの「複製物」は「違法な複製物」に限られるべきである。

行為者の行為が非親告罪である著作権法第91条の1第3項の違法複製物が光ディスクであるという要件に該当するか否かは、複製物「そのものの性質」、「複製製作の方法、目的」及び「複製製作の質と量」、「以前著作権者から利用許諾を受けたことがあるか否か」等も考慮して観察すべきであることから、著作物が他人によって光ディスクの形式で複製されたことを以ってすぐに第91条の1第3項の罪を構成すると認めることはできない。さもなければ著作権法第100条但書規定により、第91条の1第3項の著作権侵害に係わる光ディスク複製物のみを非親告罪とする立法の趣旨に反してしまう。

したがって、光ディスクが合法的に利用許諾を受けていない違法複製物であると立証できなければ、被告がこの部分についても著作権法第91条の1第3項規定に抵触しているとは性急に認定しがたい。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】102年度刑智上易字第3号

【裁判期日】2013年4月11日

【裁判事由】著作権法違反

上訴人 台湾高雄地方裁判所檢察署檢察官

被告 葉○青

上記上訴人は被告の著作権法違反事件につき、台湾高雄地方裁判所 101 年度智易字第 18 号、2012 年 12 月 13 日第一審判決（起訴案件番号：台湾高雄地方裁判所檢察署 101 年度偵字第 11679 号及び併案 101 年度偵字第 19073 号）を不服として上訴を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。
葉○青を執行猶予 3 年とする。

一 事実要約

葉○青は明らかに、付表一に示される映像著作物がそれぞれ普威爾國際股份有限公司（Proware Multimedia International Co., Ltd.、以下「普威爾公司」）、木棉花國際股份有限公司（Muse Communication Co., Ltd.、以下「木棉花公司」）が独占的利用許諾を受け著作財産権を取得した映像著作物で、わが国の著作権法の保護を受けており、普威爾公司、木棉花公司から同意又は利用許諾を受けずにその著作物財産権を侵害する複製物を頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持してはならないことを明らかに知っていた。ところが、2012 年 3 月中旬、年籍資料が不詳で、通称を「譚大哥」とする成人（この部分は台湾高雄地方裁判所檢察署檢察官が別途捜査）から付表一に示された普威爾公司、木棉花公司の同意又は利用許諾を受けずに複製された海賊版光ディスクを 1 枚あたり 60 新台幣ドルの価格で購入した後、その著作物財産権を侵害する光ディスク複製物を頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持する接続犯意に基づき、2012 年 4 月 4 日からそれが経営する○○○○○○○○○○○○○○○○に位置する「萌漫畫公仔便利屋」の店内陳列棚に公然と付表一に示した海賊版光ディスクを陳列し、事情を知らない店員、黃○芳を雇い、1 枚 150 新台幣ドルで不特定の顧客に販売させて利益を得た。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴の趣旨：被告は著作権法第 91 条の 1 第 3 項、第 2 項に違反しており、原判決は量刑が不当である。
- (二) 被告の答弁：著作権法違反に係る事実を包み隠さず認める。

三 本件の争点

- (一) 本件の行為が著作権法第 91 条の 1 第 3 項規定及び第 2 項規定の両方に抵触するものか否か。
- (二) 著作物が他人によって光ディスクの形式で複製されたときは、第 91 条の 1 第 3 項規定の状況を構成するか否か。
 1. 上訴人の主張：省略。判決理由の説明を参照明。
 2. 被告の答弁：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

一. 証拠の証拠能力に関する部分：

供述証拠を斟酌したところ、その任意性には瑕疵がなく、また違法に取得したものでなく、証明力が明らかに低すぎるとい状況もみられない。さらに原審及び本裁判所が審判期間に法に基づいて証拠の調査、弁論を行ったところ、被告の訴訟における手続権がすでに保障されているため、証拠はすべて採用することができる。

二. 訊問において被告は前述の著作権法違反の事実を包み隠すことなく認めており、被告の自白は事実と一致しており、採用できるものである。よって本件の事実証拠は明確であり、被告の犯行を確かに認定できるため、法に基づいて論科すべきである。

三. 論罪科刑：

(一) 調べたところ、被告の行為は著作権法第 91 条の 1 第 3 項の著作財産権侵害に係わる光ディスク複製物であることを明らかに知りながら頒布した罪を犯している。被告が著作財産権侵害に係わる複製物を頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していたという低度の行為（軽い罪）は、頒布したという高度の行為（重い罪）に吸収されるべきなので、別途論罪しな

い。さらに著作権法第91条の1第3項は同条第2項の加重規定であり、その罪刑はいずれも独立している。このため本件被告は著作権法第91条の1第3項の罪を犯しており、さらに同条第2項の罪を論じる余地はない。起訴で主張する法条には同条第2項の罪が列挙されているが、これは誤りであることをここに併せて指摘するものである。

(二) 被告は事情を知らない店員、黄○芳を利用して付表一に示された違法複製物の光ディスクを販売しており、間接正犯である。被告は付表一に示される著作物財産権侵害に係わる光ディスク複製物であることを明らかに知りながら、2012年4月4日から同年4月19日の摘発日まで、事実欄に示されたとおりの犯行を行った。それは主観的に単一の犯意によるもので、その先後する行為において、時間及び空間的に反復して実行する密接な関係にあり、被告の行為は客観的に包括される一行為を以って評価するのが合理的であり、接続犯に属するため、一罪として論じるべきである。

(三) 被告の一の頒布行為は、告訴人である普威爾公司及木棉花会社の付表一に示される映像著作物の著作物財産権を同時に侵害するもので、これは観念的競合が成立し、刑法第55条の規定に基づき、一の重い刑に従って処断すべきである。

(四) 被告が本裁判所の審理において犯行を認め、深く反省しており、告訴人と和解して告訴人の赦しを得ていることを斟酌した。これは本裁判所の2013年3月7日の審理口述記録を証拠とすることができる。一時の気の迷いから法に抵触したことに加えて、著作権法規の高度な技術性と難解性を考慮して、被告は今回の教訓を経て注意深くなっており、再犯のおそれはないため、本裁判所は被告に対して処した刑について執行を猶予することが妥当であると考え、更生のために3年の執行猶予を宣言する。

(五) 検察官は上訴において原判決の量刑が不当である云々と主張している。原審はその量刑の理由を詳述しており、量刑の重さは裁判所の職権で行使するものであり、原審の量刑は刑法第57条に定められる各号の科刑の斟酌すべき事項を斟酌している。被告の犯行量に対して妥当な刑について、原審が酌量した刑度はなお比例原則を満たしており、被告の刑度は妥当であるため、検察官の上訴には理由がなく、棄却すべきである。

四. 別途無罪の告知を行わない部分：

著作権法条の文義をみると、第91条の1第1項が規定する頒布の対象は「原作品又はその複製物」であり、第2項が規定する散布の対象は「著作財産権侵害に係わる複製物」であり、同上の立法の趣旨、法条の文義及び系統の解釈に基づいて、第91条の1第1項でいうところの「複製物」は「合法的複製物」に限られ、同条第2項でいうところの「複製物」は「違法な複製物」に限られるべきである。従って、契約に複製発行の期限が明記され、約定に違反して期間が満了となった後も在庫の著作物複製物を販売し続けた場合に、初めて第91条の1第1項の規定に基づいて処罰すべきである。ナイトマーケット又は商店で海賊版光ディスクが販売される場合、又は第87条第1項第4号に違反する商品（即ち並行輸入違反）を販売した場合、第91条の1第2、3項の規定で処罰されるべきである（最高裁判所98年度台上字第5238号の裁判要旨を参考できる）。一行為が、非親告罪である著作権法第91条の1第3項に規定される違法複製物が光ディスクであるという要件に該当するか否かは、複製物「そのものの性質」、「複製製作の方法、目的」及び「複製製作の質と量」、「以前著作権者から利用許諾を受けたことがあるか否か」等も考慮して観察すべきであることから、著作物が他人によって光ディスクの形式で複製されたことを以ってすぐに第91条の1第3項の罪を構成すると認めることはできない。さもなければ、前述の著作法規定が第91条の1第3項の著作権侵害に係わる光ディスク複製物のみ（著作権法第100条但書規定を参考）を非親告罪とする立法の趣旨に反してしまう。

光ディスク合計1410枚は付表二に示される光ディスクが合法的に利用許諾を受けていない違法複製著作物であると証明するに足る、又は明らかにするものはなく、被告がこの部分についても著作権法第91条の1第3項、第2項の著作権侵害に係わる光ディスク複製物を頒布することを意図して公開に陳列した罪を犯したとは性急に認定し難く、犯罪を証明できないと認定すべきである。

以上の次第で、刑事訴訟法第368条、刑法第74条第1項第2号に基づき主文のとおり判決する。

2013年4月11日

知的財産裁判所第一法廷
 裁判長 李得灶
 裁判官 歐陽漢菁
 裁判官 林靜雯

付表一

番号	著作名	原著作権者	被許諾者	独占的利用許諾、非独占的利用許諾及び利用許諾期間	著作権証明	ディスク数量(注)
1	侵略！花枝娘2 (侵略！イカ娘2)	テレビ東京メディアネット(TV TOKYO Medianet, Inc.)	普威爾国際股份有限公司	許諾書、原産地証明(テレビ放映権、ビデオ化権、オンディマンド(配給)権、商品化権が独占的に利用許諾されている。独占的利用許諾期間:2011年12月1日~2016年11月30日)	警察ファイル第32~33頁	2枚(証拠収集のため購入)
2	結界女王 (零度戦姫) (フリージング)	テレビ東京メディアネット(TV TOKYO Medianet, Inc.)	普威爾国際股份有限公司	録画番組審査合格証明書、許諾書(テレビ放映権、ビデオ化権、VOD配信権、商品化権、自動公衆送信権が含まれ、その中のテレビ放映権、ビデオ化権、商品化権は独占的利用許諾、著作権は独占的利用許諾。独占的利用許諾と非独占的利用許諾期間:2011年4月1日~2016年3月31日)	警察ファイル第37~38頁	1枚(証拠収集のため購入)
3	侵略！花枝娘2 侵略！イカ娘	テレビ東京メディアネット(TV TOKYO Medianet, Inc.)	普威爾国際股份有限公司	許諾書、原産地証明(テレビ放映権、ビデオ化権、オンディマンド(配給)権、商品化権が独占的に利用許諾されている。独占的利用許諾期間:2011年12月1日~2016年11月30日)	警察ファイル第32~33頁	25枚
4	結界女王 (零度戦姫) (フリージング)	テレビ東京メディアネット(TV TOKYO Medianet, Inc.)	普威爾国際股份有限公司	録画番組審査合格証明書、許諾書(テレビ放映権、ビデオ化権、VOD配信権、商品化権、自動公衆送信権が含まれ、その中のテレビ放映権、ビデオ化権、商品化権は独占的利用許諾、著作権は独占的利用許諾。独占的利用許諾と非独占的利用許諾期間:2011年4月1日~2016年3月31日)	警察ファイル第37~38頁	26枚

番号	著作名	原著作権者	被許諾者	独占的利用許諾、非独占的利用許諾及び利用許諾期間	著作権証明	ディスク数量(注)
5	零之使魔 (ゼロの使い魔)	メディアファクトリー (Media Factory, Inc.)	木棉花国際股份有限公司	原産地証明、許諾書(1. 「三美姫の輪舞」: ビデオ化権、ネット配信権が含まれ、独占的に利用許諾。独占的利用許諾期間は2008年1月1日~2012年12月31日。2. 「三美姫の輪舞」: ビデオ化権、VOD配信権、自動公衆送信権を含み、ビデオ化権については独占的に利用許諾。独占的許諾期間及び非独占的許諾期間: 2008年11月1日~2013年10月31日)	警察ファイル第 65~74 頁	6 枚
6	HUNTER X HUNTER 獵人 (ハンター×ハンター)	日本アニメーション・インターナショナル株式会社 (NIPPON ANIMATION INTERNATIONAL CO.,LTD.)	木棉花国際股份有限公司	原産地証明、許諾書(テレビ放映権、VD権、MD関連グッズ製造販売権を含み、独占的に使用が許諾されている。独占的許諾期間: 2007年6月1日~2012年5月31日)	警察ファイル第 75~85 頁	45 枚(起訴状に44枚と誤記されている。すでに公訴検察官が法廷にて訂正済み)

付表二

番号	タイトル名(原作名)	数量
1	世界(Heroman)(ヒーローマン)	63 枚
2	放浪男孩(放浪息子)	24 枚
3	龍之界点(ドラゴンクライシス!)	24 枚
4	女神異聞録(四)(ペルソナ4)	18 枚
5	鶺鴒女神(セキレイ)	6 枚
6	戦姫絶唱(シンフォギア)	9 枚
7	空之音(ソ・ラ・ノ・ヲ・ト)	36 枚
8	假面Fourze(仮面ライダーフォーゼ)	15 枚
9	最終流放 銀翼法姆 (ラストエグザイル-銀翼のファム)	18 枚
10	大魔神卡農(大魔神カノン)	63 枚
11	灼眼的夏娜(灼眼のシャナ)	48 枚
12	閃光的逆襲(閃光のナイトレイド)	24 枚
13	純白交響曲(ましろ色シンフォニー)	27 枚
14	屍鬼(屍鬼)	48 枚
15	戦場女武神(戦場のヴァルキュリア)	56 枚
16	豹頭王傳說(グイン・サーガ)	54 枚
17	輪廻的拉格朗日(輪廻のラグランジェ)	21 枚
18	聖誕之吻(アマガミ)	69 枚
19	親吻姊姊(キスシス)	41 枚

20	DOG DAYS (ドッグ・デイズ)	27 枚
21	要聽爸爸的話 (パパのいうことを聞きなさい!)	19 枚
22	真田十勇士 (真田十勇士)	18 枚
23	花名末間 (あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない)	20 枚
24	白兔糖 (うさぎドロップ)	24 枚
25	狼牙 (Legendary Assassin)	21 枚
26	骷髏人 (スカルマン)	9 枚
27	R15 (R-15)	24 枚
28	迷糊餐廳 (WORKING!!)	27 枚
29	假面電王 (仮面ライダー電王)	8 枚
30	超時空要塞 (超時空要塞マクロス)	18 枚
31	原罪之冠 (ギルティクラウン)	6 枚
32	劍豪生死門 (シグルイ)	18 枚
33	蘿球社 (ロウきゅーぶ!)	27 枚
34	海賊戦隊 (海賊戦隊ゴーカイジャー)	32 枚
35	超電王 3 (超電王トリロジー)	8 枚
36	咎狗之血 (咎狗の血)	21 枚
37	Hight school (ハイスクール DxD)	12 枚
38	Sacred seven (セイクリッドセブン)	24 枚
39	偶像大師 (アイドルマスター)	40 枚
40	魔具少女 (マケン姫っ!)	18 枚
41	心靈偵探八雲 (心靈探偵八雲)	21 枚
42	Another (アナザー)	17 枚
43	妖狐 X 僕 SS (妖狐 X 僕 SS)	17 枚
44	摇曳百合 (ゆるゆり)	27 枚
45	境界上的地平線 (境界線上のホライゾン)	27 枚
46	豪快看者護星者超級戰隊英雄大決戰 (ゴーカイジャー ゴセイジャー スーパー戦隊 199 ヒーロー大決戰)	3 枚
47	創聖的大天使 (創聖のアクエリオン)	20 枚
48	C3 魔方少女 (C ³ -シーキューブ-)	27 枚
49	神的記事本 (神様のメモ帳)	24 枚
50	青春 CUP (ちゅーぶら!!)	11 枚
51	傳説中的勇者傳説 (伝説の勇者の伝説)	46 枚
52	愛殺寶貝 (キルミーベイビー)	21 枚
53	偽物語 (偽物語 / ニセモノガタリ)	18 枚
54	エンコードされていないディスク	46 枚

五 関連条文抜粋

著作権法第 91 条の 1

無断で所有権を移転することにより著作物の原作品又はその複製物を頒布し他人の著作財産権を侵害したものは、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は 50 万新台湾ドル以下の罰金に科し、又はこれを併科する。

著作財産権侵害に係わる複製物であることを明らかにしながら、これを頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していたものは、3 年以下の懲役に処し、又は 7 万新台湾ドル以上 75 万新台湾ドル以下の罰金を併科する。

前項の罪を犯し、その複製物が光ディスクであるときは、6 ヶ月以上 3 年以下の懲役に処し、又は 20 万新台湾ドル以上 200 万新台湾ドル以下の罰金を併科する。ただし、第 87 条第 4 号に違反して輸入された光ディスクは、この限りではない。

前二項の罪を犯した者がその物品の出所を供述し、これにより (捜査機関による) 検挙が成功したときは、その刑を軽減することができる。

03 公平取引法関連

■ 判決分類：公平取引法

I 事業者が他の事業に影響する程度を支配して、市場の競争を妨害する危険を及ぼしてはじめて、公平取引法第6条第1項第5号に該当する。

■ ハイライト

公平取引法第6条第1項第5号の直接又は間接的に他の事業者の業務経営又は人事の任免を支配することは、他の事業者の業務経営又は人事の任免を支配することへの影響程度が市場競争を妨害する危険を及ぼして始めて該当するのであり、直接又は間接的に他の事業者の業務経営又は人事の任免に影響を与えることではない。もし具体的な事項を示さずに、事業者が他の事業者の董事（取締役）人数の半分を占めていて、支配事業に属する者が総経理制度を採用している他の事業の董事長（代表取締役）を担当することだけをもって、支配事業者が他の事業者と支配関係があると認定することは明らかに採用できない。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】102年度判字第134号

【裁判期日】2013年3月28日

【裁判事由】公正取引法

再審原告 公正取引委員会

再審被告 統一企業股份有限公司

前記当事者間における公平取引法について、再審被告が2012年11月29日当裁判所101年度判字第1017号判決に再審の上告をしたが、当裁判所は以下のとおり判決する。

主文

再審の訴えを棄却する。

訴訟費用は再審原告人が負担する。

一 事実要約

再審被告と訴外人維力食品工業股份有限公司（以下、「維力公司」という）の2007年会計年度の売上高はそれぞれ約NT\$（以下同じ）452億と、19億であり、再審被告が公平取引法第11条第1項第3号に基づく、再審被告に対しての事業の結合を申告しないまま、2008年10月6日に総経理（同氏は系列企業70数社の董事を兼任）羅智先、食糧グループ及びインスタントフーズグループ副総経理（同氏は系列企業20数社の董事を兼任）謝志鵬、投資部協理劉宗宜が維力公司の董事に就任したほか、会計グループ副総経理（同氏は系列企業20数社の董事を兼任）殷建礼が維力公司の監査役にそれぞれ就任して、維力公司の董事と監査役定員の半数を占めるほかに羅智先が維力公司の董事長に就任した。そのため、再審原告は、前記行為がすでに維力公司の事業の経営又は人事の任免を直接又は間接的に支配できる状況であることから、公平取引法第6条第1項第5号に規定する結合形態に該当し、なおかつ同法第11条第1項第3号の規定に従って、結合をあらかじめ申告すべきなのにしていないとして、係る行為はすでに公平取引法第11条第1項の規定を違反していると認定した。よって、同法第13条第1項及び同法第40条第1項に基づき、2009年2月24日付、公処字第098035号処分書（以下、「元処分」という）をもって、再審被告に原処分送達日の翌日より関係者の再審被告及び維力公司の役職就任による実質的な支配がない状態の解消を命ずると共に、再審被告をNT\$50万の過料に処した。再審被告がこれを不服として、訴願を提起したが、行政再審査によって棄却されたため、行政訴訟を提起した。元審裁判所は98年度訴字第2814号判決（以下、「原審裁判所の前審判決」という）によって、再審被告の訴えを棄却したが、再審被告はこれをなお不服として、上訴を提起した。しかし当裁判所は100年度判字第1346号によって、原審裁判所の元審判決を棄却し、原審裁判所に差し戻して再審理を命じた。すると、原審裁判所は100年度訴更一字第155号判決（以下、「原審判決」という）をもって、行政再審査の決定及び原

処分をすべて取り消した。再審原告がこれをなお不服とし、上告を提起したが、当裁判所は101年度判字第1017号判決（以下、「当裁判所の確定判決」という）で棄却した。再審原告はなおこれを不服とし、当裁判所の確定判決が行政訴訟法第273条第1項第1号の再審事由に該当するとして、本件の再審を提訴した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 再審原告の請求：当裁判所の確定判決及び原審判決をすべて棄却する。
- (二) 再審被告の請求：再審原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

再審被告の行為は、公平取引法第6条第1項第5号規定条文意義の範囲に該当するか。

- (一) 再審原告主張の理由：略。判決理由の説明をご参照。
- (二) 再審被告答弁の理由：略。判決理由の説明をご参照。

四 判決理由の要約

裁判所は確定判決において、公平取引法第6条、第13条、第40条の規定を引用し公平取引法による事業結合を管制する法制定の目的は、事業の結合手段を通じて、有形の独占を形成する恐れを防ぐ、又は独占程度に至らなくても、市場構造の過度な集中を形成して、取引の秩序に影響を与えてしまい、競争と全体の経済利益に弊害が起きることを避けることにある。公平取引法の実業結合に対する管制は、そもそも競争制限を防止する一つ的手段である。従って、前記公平取引法第6条第1項第5号による、事業の経営又は人事の任免を直接又は間接的に支配することは、事業の経営又は人事の任免を直接又は間接的に支配するに至らなくても、支配の実業者が他の実業者に影響を及ぼす程度が市場の競争を妨害する危険（可能性）があるまでに達してこそ該当し、直接又は間接的に他の実業者の業務経営又は人事の任免に影響を与えることではない。さらに、再審原告は具体的事項を明示せずに、単に再審被告が維力会社の役員定数の半数を擁している、なおかつ再審原告に所属する者が総経理制の維力公司董事長に就任した点をもって、ただちに再審被告が維力公司に対して支配能力を有すると認定したことは、明らかに採択に値しない。

本件の再審被告と維力公司是、董事一名が同じにすぎず、「業務執行株主又は董事の半数以上が同じ」の状況でないため、公司法第369条の3第1号に規定の系列企業を支配する従属関係と、いわゆる軽重比較の問題がない。再審原告が公司法第369条の3第1号の規定に基づき、両社の董事の定員の半数が同じの場合、法を引用して両社に支配の従属関係を推定したことにより、支配の定義をゆるく定義している公平取引法は、半数の役員が兼任である事実をもって、両社に支配関係を認定するのは当然であると主張し、役員兼任は公平取引法第6条第1項第5号による他の事業の業務経営又は人事の任免を直接又は間接的に支配する結合形態の一つであり、水平方向の結合で、事業者同士がもともと競争状態にあり、企業経営者の兼任手段を通じて、この種の兼任によって相互の競争を解消することは、競争法の結合規制を受けるべき云々は的外した引用であり、採択できない。

再審原告が当裁判所の確定判決が行政訴訟法第273条第1項第1号の事由に該当することを主張し再審を提訴したことは、公平取引法第6条第1項第5号規定の文言範囲内において、解釈が異なっており、これはそもそも法見解の差異であるので、いわゆる「法の適用に明らかに錯誤がある」という再審事由を構成しない。

以上から論結すれば、本件の再審の訴えには理由がない。よって、行政訴訟法第278条第2項、第98条第1項前段に基づき、主文のとおり判決する。

2013年3月28日

最高行政裁判所第四法廷

審判長裁判官 黄合文

裁判官 沈応南

裁判官 帥嘉宝

裁判官 林惠瑜

裁判官 鄭忠仁



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLo, All Rights Reserved.

TIPLo
Attorneys-at-Law